

令和元年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第86号～議案第107号 (降壇)

令和元年11月27日提出

伊佐市長

令和元年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第86号から議案第107号までについて説明申し上げます。

まず、議案第86号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、来年度伊佐市において開催される東京オリンピック聖火リレーに要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、事業実績確定に伴う国・県に対する精算返納に要する経費について新たに措置したほか、障害者介護給付費、重心医療助成費及び児童扶養手当に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、事業実績確定に伴う国・県に対する精算返納に要する経費及び簡易水道事業特別会計の廃止に伴う水道事業会計への負担金について新たに措置したほか、牛尾湧水処理施設の管理委託に要する経費について追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、ASF（アフリカ豚コレラ）侵入防止緊急対策支援に要する経費について新たに措置し、商工費につきましては、曾木の滝公園内の樹木の撤去に要する経費について新たに措置しております。

土木費につきましては、市道の維持管理に要する経費について追加の措置を講じ、消防費につきましては、菱刈地区農村情報連絡無線のデジタル化に要する経費について新たに措置したほか、伊佐湧水消防組合に対する負担金に

ついて追加の措置を講じております。

教育費につきましては、令和２年度改訂に伴う教師用指導図書の購入に要する経費について新たに措置したほか、学校空調の整備に伴う電気料に追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、市単独災害復旧工事について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、市税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当し、寄附金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億１,５９９万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６６億２,７９７万２千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、聖火リレー開催事業ほか６件の事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、西太良地区コミュニティセンター運営事業ほか８件について追加の措置を講じ、地方債では、緊急防災・減災事業について追加の措置を講じております。

次に、議案第８７号「令和元年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において保険税の還付金及び事業実績確定に伴う国・県に対する精算返納に要する経費について、追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３８

万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,560万8千円とするものであります。

次に、議案第88号「令和元年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益に175万2千円追加し、収益的収入の総額を4億858万4千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用に371万円追加し、収益的支出の総額を3億6,659万5千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の支出において、資本的支出に1,002万4千円追加し、資本的支出の総額を2億4,056万9千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,735万7千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても、変更の措置を講じております。

次に、議案第89号「伊佐市職員の給与に関する条例及び伊佐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法の欠格条項から成年被後

見人及び被保佐人が除かれたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号「伊佐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、災害援護資金貸付金の償還免除等に関する事項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号「伊佐市衛生センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本件につきましては、衛生センターの施設新設並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料の見直しを行うものであります。

次に、議案第92号「伊佐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本件につきましては、全ての簡易水道事業を上水道事業に統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号「令和元年度伊佐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市簡易水道事業特別会計の廃止に伴う同会計の令和元年度決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、「主要な施策の成果説明書」、監査委員の審査による「歳入歳出決算審査意見書」を添えて、議

会の認定に付するものであります。

次に、議案第94号「財産の無償譲渡」について説明申し上げます。

本件につきましては、昭和58年度の農林業地域改善対策事業により、農事組合法人村岡養鶏組合が設立され、鶏舎及び鶏糞倉庫等を建設してブロイラーを生産してきましたが、補助事業の効果を十分に果たしてきていること、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく処分期間を経過したこと、同組合が今後も養鶏業を継続されること等を考慮し、これらの施設を無償で譲渡しようとするものであります。

次に、

議案第95号「西太良地区コミュニティセンターの指定管理者の指定」について

議案第96号「羽月地区公民館の指定管理者の指定」について

議案第97号「田中校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第98号「湯之尾校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第99号「本城校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第100号「羽月西青少年センターの指定管理者の指定」について

議案第101号「牛尾青少年センターの指定管理者の指定」について

議案第102号「山野基幹集落センターの指定管理者の指定」について説明申し上げます。

これらの施設につきましては、各校区コミュニティ協議会の拠点として、主にそれぞれの校区の方々が利用される施設であり、その性格上、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第2項第3号に規定する公募に適さない施設であると認めため、公募は行わず、指定管理者の候補者として各校区コミュニティ協議会を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を指定期間とし、各校区コミュニティ協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号「菱刈菱泉センターの指定管理者の指定」について説明申し上げます。

当施設につきましては、菱刈鉾山の温泉水を公衆浴場等に供給するための施設であり、その性格上、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第2項第3号に規定する公募に適さない施設であると認めため、公募は行わず、指定管理者の候補者として菱刈泉熱開発有限会社を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を指定期間とし、菱刈泉熱開発有限会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号「楠本川溪流自然公園の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、1社の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たところであります。

この答申に基づき、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を指定期間とし、株式会社伊佐建設を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号「市道路線の認定」について説明申し上げます。

認定路線の「目丸永尾線」は、延長455m、幅員2.6mから8.0mの路線で、起点、終点ともに国道268号に接続しており、地域住民の交通の利便性や公益性を確保していることから、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号「教育長の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育長であります森和範氏の任期が本年12月11日をもって満了となりますが、引き続き森氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第107号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります、川原惟昭氏の任期満了に伴い、新たに教育委員として、長野吉泰氏を任命しようとするものであります。長野氏には、伊佐のふるさと教育を進めるにあたり、これまでのPTA役員としての経験や、長きにわたる消防団への関わり、農業従事者としての立場等から貴重な提言をいただけるものと期待しております。人格識見ともに優れており、教育委員に適任であると考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案22件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———